

令和 5 年度第 1 回北海道環境影響評価審議会における 先崎委員からの指摘について

先崎委員からのご指摘

- ・「質問事項及び事業者回答」について、質問事項に対する実質的な回答が次回質問時へと繰り越されている質問があるが、質問の機会を複数回設けている意味がほとんど無くなる可能性があり、あまりよろしくないと思われる。
- ・期日までに回答が得られなかった場合にどうするのかというのはしっかり議論しておいたほうがいいのではないか。

→ご指摘をふまえ、事務局の考え方と対応について、以下のとおり整理。

<考え方>

・法律で定められた期限内に知事意見を提出する必要があることから、事業者は質問の主旨を踏まえ、原則速やかに回答することが求められる。

※期限の延長は積雪等で長期間にわたり実地の調査が著しく困難である場合に限られている。

(方法書：アセス法施行令第 10 条第 1 項、準備書：アセス法施行令第 12 条第 1 項)

⇒ 一部の質問の未回答により審議そのものを先延ばしにすることで、必要以上の審議時間が必要となり、法律で定められた期限を超過するおそれがある。

また、回答作成まで時間がかかる作業をこちらから求めた場合、正確な回答を行うためには、事業者はある程度の時間をかけなければならないことが想定される。

その対応の考え方として、追加の予測やデータ処理等の作業が生じるのは主に準備書段階と考えられる。準備書段階では、通常 3 回の審議を行っているが、公聴会や現地調査等を見込んだ期間等があることから、審議回数を増やすことや、その他調整対応を行うこと等の対応により、審議に必要な質問回数を確保するなどの措置が考えられる。

以上より、回答の遅れが発生する場合、以下のとおり対応する。

<対応>

○質問に対しては、その質問の主旨を踏まえ、速やかに回答することは原則であり、締切りまでに作成可能な内容での回答の作成を求める。

○準備書の審査において追加の予測をこちらが求めた場合等、期限までに回答できないことに対し、やむを得ない理由が示された場合においては、その後の審議スケジュール等を勘案して以下の対応について検討する。

対応①：次回の審議会までに他の質問をとりまとめる時間がない場合や、その他の論点に係る質問が出なかった場合等は、未回答の質問についての回答について説明する回を設ける。(審議回数 1 回増)

対応②：その他の論点に係る質問のとりまとめが完了した場合は、QA 回数を 1 回追加し、追加した QA について説明する回を設ける。(審議回数 1 回増)

対応③：審議会の開催予定はないが、法律で定められた期限まである程度余裕がある場合は、回答が遅れた質問に係る回答を委員に送付し、審議会は開催せず書面で意見、追加質問の提出を依頼する。